

議案第 37 号

市川市こどもたちの未来支援基金の設置、管理及び処分に関する  
条例の制定について

市川市こどもたちの未来支援基金の設置、管理及び処分に関する条例を次の  
ように定める。

令和 3 年 1 1 月 2 9 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市こどもたちの未来支援基金の設置、管理及び処分に関する  
条例

(設置)

第 1 条 本市は、次代を担うこどもたちの健やかな成長とその夢や希望の実現  
に資するため、市川市こどもたちの未来支援基金（以下「基金」という。）を  
設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる金額は、次に掲げる額とする。

- (1) 市の積立金額
- (2) 市民、事業者等が基金への積立てを指定した寄附金額及び市長が基金へ  
の積立てを適当と認めた寄附金額
- (3) 第 4 条第 2 項の規定により編入される金額

2 前項の金額は、毎年度の一般会計歳入歳出予算で定めるところによる。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方

法により保管しなければならない。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる益金は、一般会計歳入歳出予算に計上して第1条に規定する目的を達成するための事業に要する経費に充当する。

- 2 基金の運用から生ずる益金が前項の経費を超えるときは、当該超過部分の金額は、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する目的を達成するための事業に要する財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算に計上して処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(市川市福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正)

- 2 市川市福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例(平成3年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「心身障害者(児)、母子、児童」を「障がいのある者」に改める。

## 理 由

市民からの寄附金等を活用し、次代を担う子どもたちの健やかな成長とその夢や希望の実現に資するため、子どもたちの未来支援基金を設ける必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。